中間とりまとめを踏まえた電波利用料の活用に関する論点整理

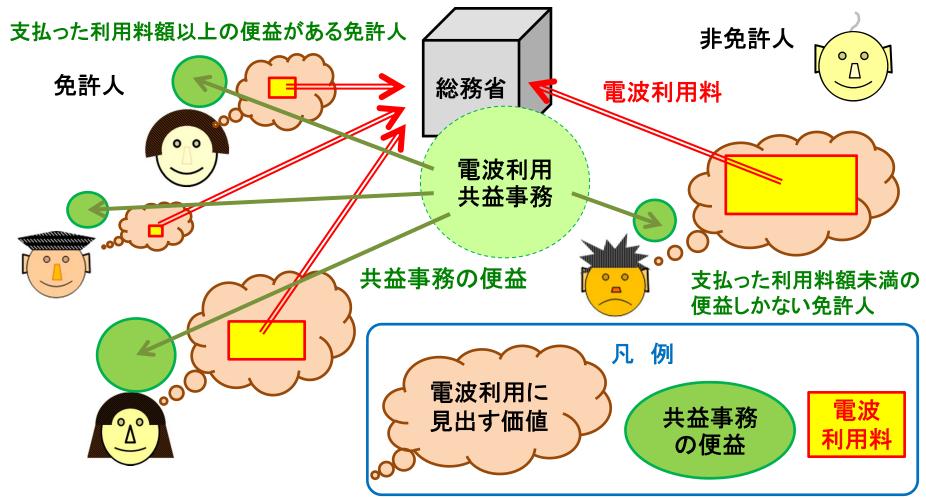
相模女子大学 人間社会学部 社会マネジメント学科 湧 口 清隆

本報告の前提条件

- 受益者負担制度(特定財源)の維持
- → 特定財源制度の詳細は、財務省『平成23年版特別会計ガイドブック』 http://www.mof.go.jp/budget/topics/special_account/fy2011/index.htm
- まず、使途の議論(電波利用共益事務の範囲)
- 次に、規模の議論(現状維持、拡大、縮小)
- 現行の電波利用料制度
 - ✓ 恒常的費用に対応する部分(b群)
 - +周波数の経済的価値を考慮(a群)
- 料金、価格の持つ意味
 - ✓ 費用回収
 - ✓ 需給調整
 - ✓ 所得再配分

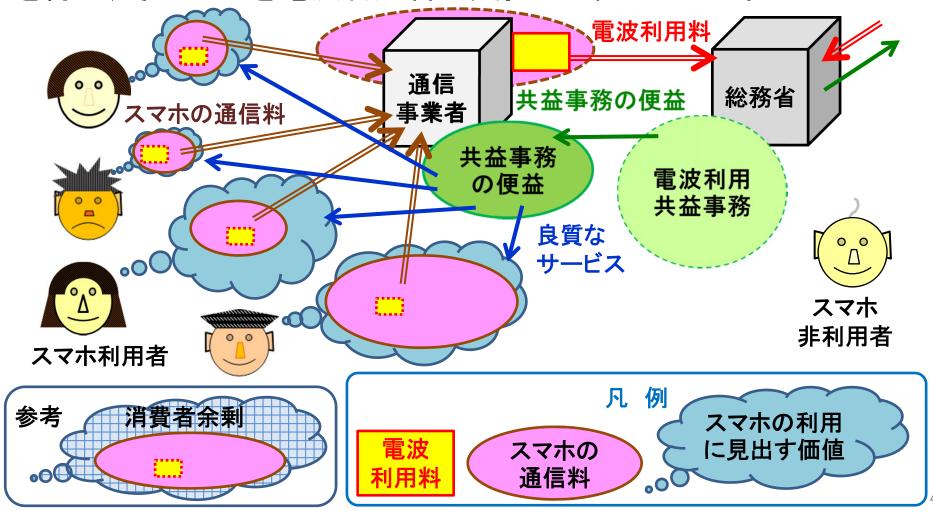
現行の電波利用料のイメージ(免許)

総務省は、免許人から電波利用料を徴収して、電波利用共益事務 を実施、その便益(効果、恩恵)が各免許人に還元される。ただし、 電波利用料の額や便益の内容・程度は免許人により異なる。



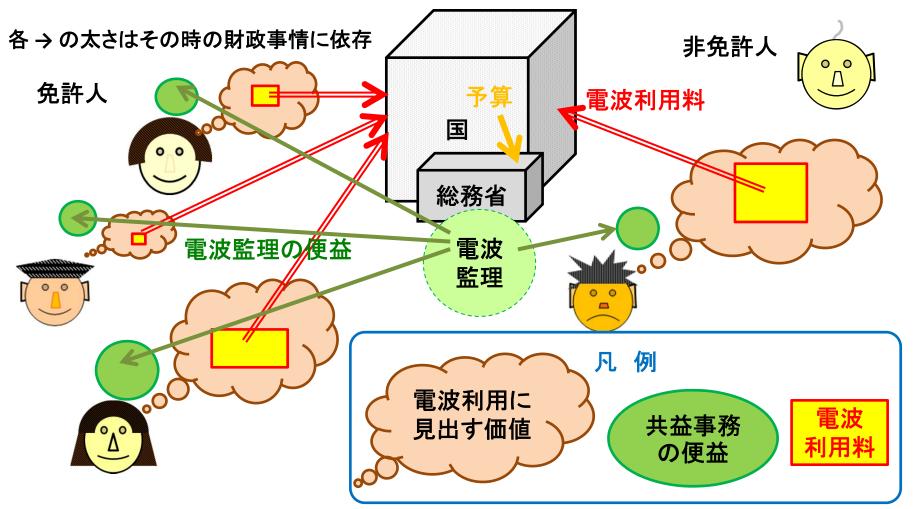
現行の電波利用料のイメージ(包括免許)

総務省は、包括免許人である通信事業者から電波利用料を徴収し、 電波利用共益事務を実施する。通信事業者は、利用者から通信料 を得て、その収益を電波利用料の支払いに充てている。

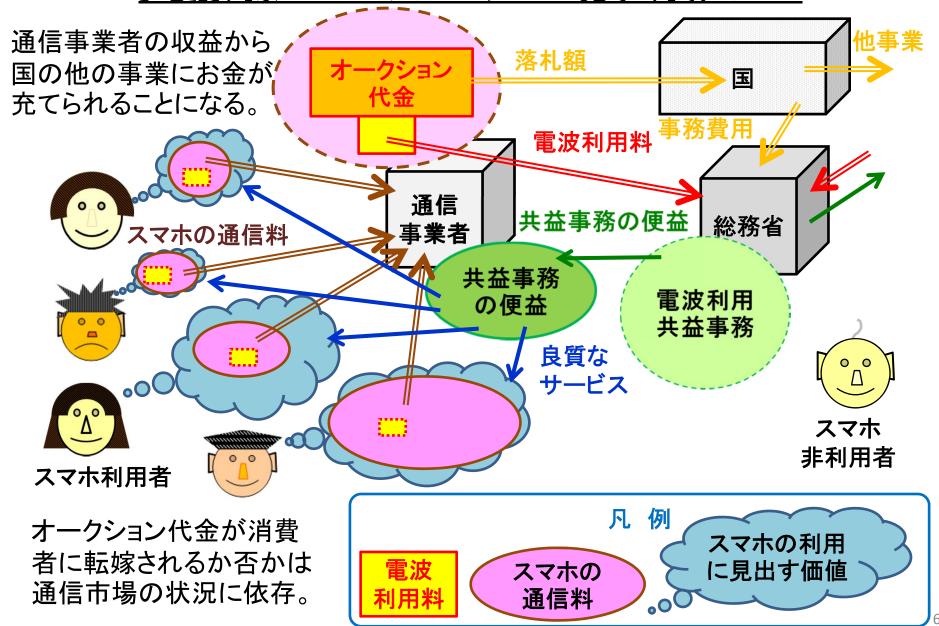


電波利用料が一般財源化すると…

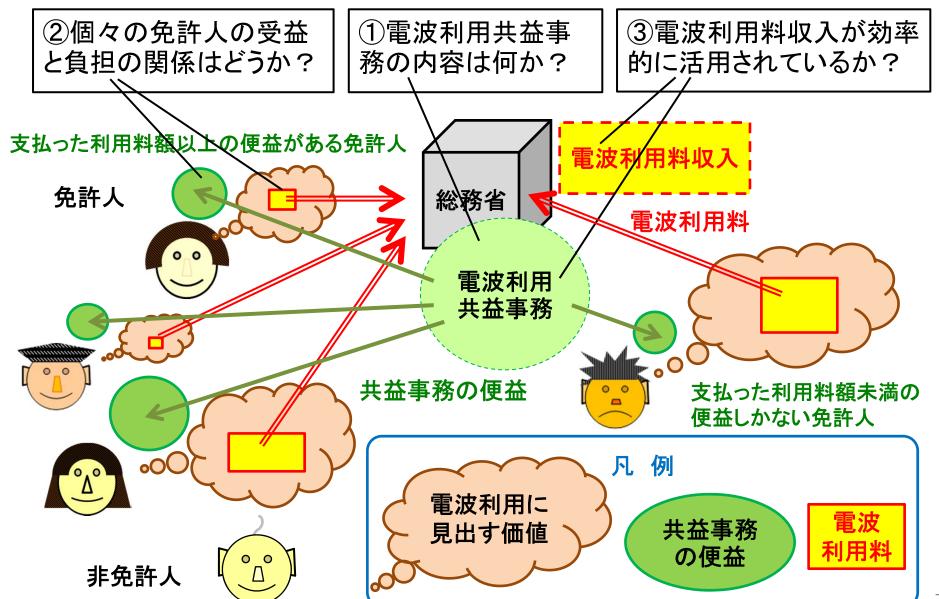
電波利用料は電波監理の費用とは無関係に決定される。支払った電波利用料が従来の電波利用共益事務に全額充てられるか否かは、国全体の財政状況をもとに判断。受益者負担原則ではなくなる。



周波数オークションの導入後は…



電波利用料制度をめぐる議論のポイント



1 防災、安心・安全などの自営系・公共系 システムの整備・示ジタル化の推進



災害時、被害状況を外 部に伝達できなかった ので困った。停電でテレ ビも使えず、他地域の 状況も自分たちに関す る報道も分からなかった。 そのために随分周囲に 心配させてしまった。

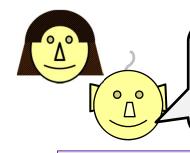


災害時でも携帯電話や インターネットがつなが るとうれしい。



- 災害時の経験を踏まえると、災害時も確実に通信可能なシステムは必要である。
- 防災、安心・安全などの専用システムは、 緊急時しか使われないので、概して日常 の周波数利用効率や利用水準は低い。
- → 民間事業者は参入しにくい。
- → 使用帯域の圧縮やサービス向上につながるデジタル化が早急に必要である。
 - デジタル化を促進するためのしくみは 何か?
- → 常用システムとの共用は可能か?
 - 緊急時に常用システムを確実に停止でき、緊急用システムを使えるしくみは存在するか?
 - 災害の経験を活かして国際展開できる新システムは開発可能か?

1 周波数利用効率向上のための研究開発



既存の音声通話だけ で満足!安く使える方 が良い!

音声通話用周波数

データ 通信用 周波数

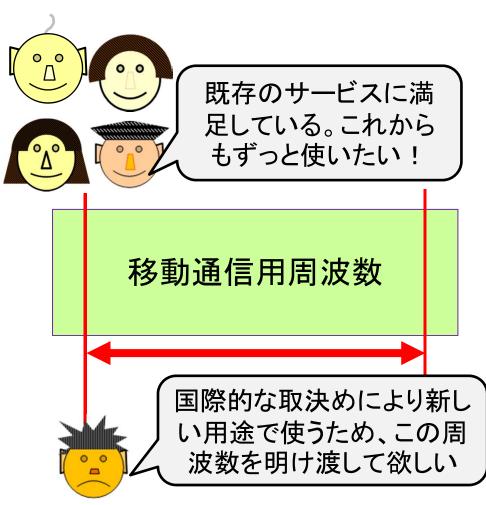


新技術により 音声通話の帯域圧縮がで 圧縮可能 きれば割当てを増やせる

データ通信用に周波数を 割り当ててくれないとスマ ホが円滑に使えない!

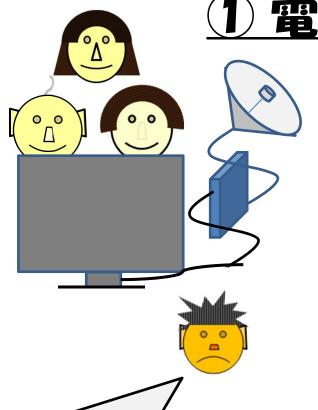
- 自発的あるいは非自発的手段を用いて、効率性の劣る既存利用者を 追い出すべきか?
 - → (Yesなら)個々の電波利用料額 に効率性の要素を勘案する必要 がある。
- 新技術を開発する者はいるのか?
 - → (Noなら)その要因は?
 - 開発に伴うリスクのため?
 - 「ただ乗り」問題のため?
 - → (Noなら)新技術開発のための 支援が必要である。
- 誰がその費用を負担すべきか?
 - 周波数の新利用者か?
 - いますぐに新利用者がいない 場合は?

1 国際標準化、国際展開の推進



- 他国に、新しい情報通信技術や周 波数分配における標準化を主導されると、国内の周波数割当てにおいて既存免許人やそのサービス利 用者が不利益を被る可能性がある。
- 技術開発や周波数分配においてわ が国が主導権を握れると、国内事 情を踏まえた周波数分配提案が行 える。
- 機器メーカーや事業者は積極的に 国際標準化や国際展開を行うか?
 - → (Noなら)その要因は?
 - 費用対効果が低いため?
 - 「ただ乗り」問題のため?
 - → (Noなら)国際標準化や国際展開 のための支援が必要である。





近所のブースターから強い電波が届くせいか、部屋でスマホが使えない!何とかしろ!

- 免許を受けたサービスを利用しているにも かかわらず、混信や電波干渉のために、 そのサービスを利用することができない。
- 原因は判明しているのか?
 - → (Yesなら)原因者に混信・干渉防止策を とってもらえないのか?
 - → (違法性がないのでNoなら)免許を受けているにもかかわらず泣き寝入りする必要があるのか?
 - → (Noなら)原因調査や混信・干渉防止策 の費用は誰が負担すべきなのか?
 - 被害者が負担
 - 電波利用者全体で負担

. . .

2 個々の免許人の受益と負担の関係

• 一般的に特定財源を利用した受益者負担原則のもとでは、個々の負担者の受益と負担の関係ではなく、総体としての受益と負担の関係が重視される。

個々の免許人の便益の合計>電波利用料収入総額 =電波利用共益事務費用

• 個々の免許人に電波利用料を納得して支払ってもらうためには、個々の免許人の受益と負担の関係も重視する必要がある。

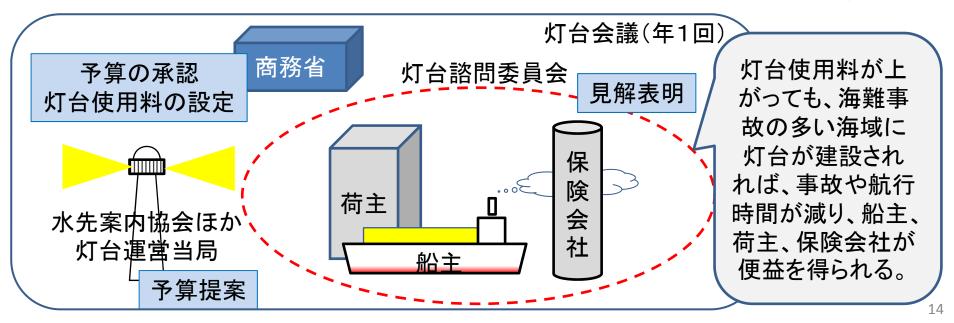
全免許人について、個々の受益>個々の負担額 全免許人について、「ただ乗り」を回避する必要がある。

2 個々の免許人の受益と負担の関係(続)

- 受益の範囲は?
 - 現在の利用便益のみ
 - 将来の利用便益やその他の非利用便益も含める
- 共益費用の配賦方法は?
 - 会計学上の原則
 - 応益原則(便益の大きさに応じて負担する)
 - 応能原則(支払い能力に応じて負担する)
- 効率的な電波利用のインセンティブの付与を行うか?
- 電波利用料のマネジメント方法
 - 最終的な料金負担者も含めた予算議論の場の存在
 - 英国の「一般灯台基金」の事例
 - → わが国の電波利用料制度に類似

(参考)英国の「一般灯台基金」の事例

- R.H. コース「経済学のなかの灯台」[1974年]に紹介(下図は当時のしくみ)
- 灯台(の光):従来は政府が供給すべき「公共財」の典型例
- R.H. コースは16世紀以降の英国における灯台の運営制度を検討し、民間供給の可能性や受益者負担制度の意義を主張
- 非排除性(「ただ乗り」の可能性)と非競合性(共同消費性)の観点に加え、一般財源による整備の非効率性を指摘
- その後、公的関与下での受益者負担制度に関する論争が展開



3 電波利用料収入の効率的活用策

- 電波利用料活用の効率性に関する現行の確認体制
 - ✓ 事務作業(透明性確保と作業費用とのバランスは?)
 - ✓ 研究開発(説明責任とアイデア開発・懐妊期間とのバランスは?)
- 効率的な活用を促す誘因は?
 - ✓ 透明性の確保、情報公開、「見える化」
 - ✓ 合目的性の確認は必要だが、途中経過の細かな報告に伴う事務作業の軽減も必要?
 - ✓ 研究開発の成果に対する誘因(特許、優先的な 周波数割当て、...)
 - ✓ 電波利用料の負担者と研究開発担当者との意思 疎通の必要性

中間とりまとめの論点との関係

- 使途(①)
 - 防災、安心・安全などの自営系・公共系システムの 整備・デジタル化の推進
 - 2. 研究開発、国際標準化、国際展開の一層の推進
 - 3. 電波利用環境の整備の推進
- 電波利用料収入の支出効率化に向けた方策(②、③)
- 電波利用料額等の制度の枠組み(②)
 - 1. 周波数オークション導入との関係
 - 2. 効率的利用を促す誘因の是非
 - 3. 電波利用者、無線通信産業内での所得再分配の 議論